

ここにいま

平成28年度西朝明中学校

学校通信 第9号

平成28年12月8日

全国規模では、インフルエンザの流行期に入ったと報道されています。四日市市としては、流行期にはまだ至っていません。しかし、時折、インフルエンザであると報告があるだけでなく、胃腸風邪であるとか、ノロウイルスという報道が県内に限らず四日市市内でも珍しくなってきました。これらの感染症の症状は、よく似た部分があって、発熱や下痢が伴う場合があります。また、吐き気があって、実際に嘔吐してしまうこともあります。

学校は、学校保健安全法や学校保健安全法施行規則という法にしたがい、四日市市教育委員会や保健所の指導・助言のもとに感染症の予防と感染拡大の防止に努めております。

※厚生労働省のリーフレットから※

冬は特にご注意ください 食中毒は夏だけではありません！

ウイルスによる食中毒が冬に多発しています！！

○ノロウイルスによる食中毒予防のポイント

調理する人の健康管理 ・ 普段から感染しないように食べ物や家族の健康状態に注意する。

- ・ 症状がある時は、食品を直接取り扱う作業をしない。
- ・ 症状がある時に、すぐに責任者に報告する仕組みを作る。

作業前などの手洗い

- ・ 洗うタイミングは、
 - ① トイレに行った後
 - ② 調理施設に入る前
 - ③ 料理の盛り付け前
 - ④ 次の調理作業に入る前
- ・ 汚れの残りやすい所をていねいに
 - ① 指先、指の間、爪の間
 - ② 親指の周り
 - ③ 手首、手の甲



調理器具の消毒

- ・ 洗剤などで十分に洗浄し、熱湯で加熱する方法又はこれと同等の効果を有する方法で消毒する。

○ノロウイルスの感染を広げないために

消毒 ① 感染者が使ったり、嘔吐物がついた物は、他の物と分けて洗浄・消毒します。

② 食器等は、食後すぐ、厨房に戻す前に塩素消毒液に十分浸し、消毒します。

③ カーテン・衣類・ドアノブなども塩素消毒液などで消毒します。

次亜塩素酸ナトリウムは金属腐食性があります。金属部（ドアノブなど）消毒後は十分に薬剤を拭き取りましょう。

④ 洗濯する時は、洗剤を入れた水の中で静かにもみ洗いし、十分すすぎます。

85℃で1分間以上の熱水洗濯や、塩素消毒液による消毒が有効です。高温の乾燥機などを使用すると、殺菌効果は高まります。

- 処理** ① 患者の嘔吐物やおむつなどは、次のような方法で、速やかに処理し、二次感染を防止しましょう。ノロウイルスは、乾燥すると空中に漂い、口に入って感染することがあります。
- ア 使い捨てのマスクやガウン、手袋などを着用します。
 - イ ペーパータオル等で静かに拭き取り、塩素消毒後、水ぶきをします。
 - ウ 拭き取った嘔吐物や手袋などは、ビニール袋に密閉して廃棄します。その際、できればビニール袋の中で1000ppmの塩素消毒液に浸します。
 - エ しぶきなどを吸い込まないようにします。
 - オ 終わったら、ていねいに手を洗います。

ノロウイルスに関する厚生労働省のリーフレットからご紹介しましたが、ノロウイルスに限らず、感染症に対する予防や措置等は、共通して知識として持っていたいものです。四日市市教育委員会からも「感染性胃腸炎に対する注意喚起について」という文書で通知がありましたが、その内容は上記の厚生労働省のものに基づいています。追記されているのは、「感染性胃腸炎は、患者との接触（便・吐物）や汚染された水や食品によって経口的に感染します。」という記述と、上記の処理①オを手洗い用石鹸液を使った十分な手洗いとうがいとしている箇所です。

この通知では、学校が吐物等処理する際に、次亜塩素酸ナトリウム（塩素濃度200ppm）で5～10分間殺菌するとして、処理①イを詳しく指示されています。この次亜塩素酸ナトリウムとは、生徒たちがプールで水泳をする際にプールの水質を保持するために使っているものです。

～ ～ ～ ～ 保護者の皆様へのお願い ～ ～ ～ ～

学校で嘔吐があり、吐物の処理をする際、上述のように感染拡大を防がなければ、集団感染に至ってしまう恐れがあります。そのため、原則として以下のようにさせていただきますので、ご理解・ご協力をお願い申し上げます。

① 吐物が衣服についた場合

その衣服をビニール袋に入れて下校していただきます。その衣服を取り扱う職員は使い捨ての手袋で取扱いますので、帰宅されたお子様の衣服について、上記の内容を参考に処理してください。なお、次亜塩素酸ナトリウムなどは一般のご家庭にはありませんので、塩素系洗剤を使ってください。ただし、塩素系洗剤は濃い状態で使用しますと殺菌力は強い一方、衣服を脱色してしまう恐れがありますので、薄めてご使用ください。洗浄・消毒後は、十分な水量で洗剤を全て洗い流してください。

さらに、友人の吐物が自分の衣服に付いたという場合も原則は、同様の扱いとなりますことをご了承ください。

この場合には、他人の子の吐物を処理するという事態になりますが、感染の拡大防止という点でご理解を頂戴したいと思います。



詳細な情報については、下記をご覧ください。

<http://www.kenkou.pref.mie.jp>

<http://www.mhlw.go.jp/topics/syokuchu/kanren/yobou/040204-1.html>